広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル説明書

１　プロポーザルの目的

　　質の高い中核的な介護人材の育成・定着を図ろうとする事業者を支援するため、介護職員の研修機会の確保が難しい小規模事業所を対象として、介護技術等専門分野の講師の派遣による研修を実施する（出張講座）に当たり、研修実施の専門的なノウハウを有する民間事業者に委託することとしており、その委託に当たって、あらかじめ事業者を特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

２　委託業務内容

　(1)　業務名

　　　広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務

　(2)　委託期間

　　　契約締結日から令和4年3月31日まで

　(3)　業務内容

　　　別紙「広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務基本仕様書」のとおり。

　(4)　概算事業費

　　　本業務に係る費用は、次のとおりとする。

　　　19,563,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内を想定している。

（年度別内訳）

平成３１年度：5,165,000円

令和２年度 ：7,199,000円

令和３年度 ：7,199,000円

なお、上記の費用は、令和元年10月以降の消費税及び地方消費税の税率を10％として算出したものである。

　(5)　契約担当課

　　　〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所 本庁舎2階）

　　　広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係

　　　TEL　082-504-2173　　FAX　082-504-2136

　　　E-Mail　kaigo@city.hiroshima.lg.jp

３　参加資格

　　参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1)　本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。

　(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

　(3)　公募の日から受注候補者の特定までの間いずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

　(4)　公募の日から受注候補者の特定までの間いずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

　(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

　(6)　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

　(7)　法人格を有する団体であって、広島市内に本店、支店又は営業所又はそれらに準ずる事務所を有する者であること。

　(8)　次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

　　ア　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの

　　イ　代表者又は役員が暴力団員等であるもの

　　ウ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

　(9)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

４　公募型プロポーザル応募資料の交付方法

　(1)　交付期間

　　　公示日から令和元年7月31日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49条）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

　(2)　交付場所

　　　前記２(5)に同じ。

　　　※応募資料は広島市ホームページからダウンロードすることができる。

５　公募型プロポーザル参加申込み

　(1)　申込期間

　　　公示日から令和元年7月12日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

　(2)　提出物

　　ア　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

　　イ　登記事項証明書（現在事項全部証明書）

　　ウ　広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことの証明）

　　エ　印鑑証明書

　　オ　法人のパンフレット（会社概要）等

　(3)　提出場所

　　　前記２(5)に同じ。

　(4)　提出方法

　　　前記２(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

　(5)　参加資格の確認及び審査結果の通知

　　　令和元年7月12日（金）を基準として、上記(2)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、確認結果を応募者に速やかに通知する。

６　質問の受付と回答

　(1)　この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

　　ア　受付期間　公示日から令和元年7月12日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

　　イ　受付場所　前記２(5)に同じ。

　　ウ　受付方法　仕様書等に関する質問書（様式２）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。提出の際は、前記２(5)に質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。

　(2)　前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記２(5)において、令和元年7月31日（水）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

７　企画提案書の提出

　(1)　企画提案書

　　　「広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務企画提案書」（様式３）により作成すること。（ただし、様式中、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には社票などを含め応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）

　　　企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 提案項目 | 企画提案書に記載する内容 |
| １方針及び体制 | 運営方針 | ・本業務を実施する上での運営方針を記載すること。 |
| 管理体制 | ・本業務に関する指揮命令・責任体制を記載すること。 |
| ・業務責任者の能力・実績（資格や経験内容・年数等）を記載すること。 |
| ・従事者の雇用形態（正社員、派遣社員、契約社員等）及び能力・実績（資格や経験内容・年数等）を記載すること。 |
| ２業務の運営 | 実施体制 | ・人員配置の考え方及び具体的計画（人員が欠員した場合の対応及び具体的な勤務体制を含む）を記載すること。 |
| ・業務上必要な人材確保の方策や物品の調達・配置等の計画を記載すること。 |
| ・業務内容の記録や報告の方法を記載すること。 |
| 研修企画 | ・本事業の目的、仕様書を踏まえて、具体的な研修企画（研修内容、講師等）を記載すること。 |
| 情報セキュリティ、個  人情報保護 | ・業務に関する個人情報を適切に管理する方法及び従事者に守秘義務を徹底させる方法を記載すること。 |
| ３業務の履行能力 | 業務実績 | ・過去3年間において、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を受託したことがある場合には、その契約の相手先、業務名、業務内容、契約期間及び人員体制を記載すること。 |
| ４その他 | 基本仕様書にない提案事項 | ・業務に関して有効だと考えられる事項、提案、アピールポイントなどを記載すること。  ・介護保険や介護人材をめぐる様々な状況を踏まえ、契約期間中にどのように事業を発展させる計画かを記載すること。 |

　(2)　提出部数等

　　ア　提出部数　正本1部、副本7部

　　イ　書式体裁　大きさは、A4判縦とし、表紙、裏表紙を含めて20頁以内とする。

　　ウ　その他　企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

　(3)　提出期限及び提出場所等

　　ア　提出期限　令和元年7月31日（水）午後5時15分

　　イ　提出場所　前記２(5)に同じ。

　　ウ　提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

８　企画提案書の説明

　　企画提案書の提出後、参加者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を1者当たり20分程度行うことを予定している。

　　実施日時等の詳細は参加者に別途通知する。

９　審査方法

　(1)　企画提案書の審査は、広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

　(2)　審査基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 提案項目 | 企画提案書に記載する内容 | 配点 | | |
| １方針及  び体制 | 運営方針 | ・本市が定める業務目的を理解し、具体的な運営方針が提案されているか。 | 5 | 5 | 20 |
| 管理体制 | ・指揮命令・責任体制が具体的に提案されているか。 | 5 | 15 |
| ・業務責任者の能力・実績（資格や経験内容・年数等）はどうか。 | 5 |
| ・従事者の雇用形態（正社員、派遣社員、契約社員等）及び能力・実績（資格や経験内容・年数等）はどうか。 | 5 |
| ２業務の運営 | 実施体制 | ・円滑な業務実施のための人員配置、欠員時の対応等が具体的かつ的確に計画されているか。 | 5 | 15 | 60 |
| ・業務上必要な人材確保の方策や物品の調達・配置等の計画は適正なものか。 | 5 |
| ・業務内容の記録や報告の方法はどのように提案されているか。 | 5 |
| 研修企画 | ・市が定める研修内容（仕様書５(2)ア(ｱ)～(ｵ)）に沿った効果的なプログラムが提案されているか。 | 10 | 40 |
| ・上記の分野に対応した講師が確保できているか。 | 10 |
| ・市が定める研修内容以外に効果的な研修企画が提案されているか。 | 5 |
| ・研修企画が全体的に質の高い中核的な介護人材の育成に資する内容となっているか。 | 5 |
| ・小規模事業所が受講し易い募集方法となるよう工夫されているか。 | 5 |
| ・本事業が広く小規模事業所に周知されるよう効果的な広報が計画されているか。 | 5 |
| 情報セキュリティ、個人情報保護 | ・業務に関する個人情報を適切に管理する方法や管理体制が十分確保されているか。また、従事者に守秘義務を徹底する方法が具体的に示されているか。 | 5 | 5 |
| ３業務の履行能力 | 業務実績 | ・過去3年間において、国、地方公共団体、民間企業等から受託した業務の内容・規模（人数等）はどうか。 | 5 | 5 | 5 |
| ４その他 | 基本仕様書にない提案事項 | ・本業務の効果を高めるための具体的な提案がなされているか。 | 10 | 15 | 15 |
| ・質の高い中核的な介護人材の育成・定着に資するプロセスとなっているか。  ・小規模事業所が、積極的に研修等に取り組む機運を醸成することに資する内容となっているか。 | 5 |
| 合計 | |  | 100 | | |

　(3)　最優秀提案者（受託候補者）の特定

　　ア　審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者（受託候補者）として特定する。

　　　　ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容にかんがみ、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低水準（60点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

　　イ　得点の総計が最も高い提案をした者が２者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、最優秀提案者（受託候補者）を特定する。

１０　審査結果

　　　審査結果は、すべての参加者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて公表する。

１１　契約の方法等

　(1)　最優秀提案者（受託候補者）として特定された者と見積合わせを実施の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約をする。

　(2)　契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当する時には契約保証金の納付を免除する。

　　　ア　保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

　　　イ　過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

　(3)　企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

　(4)　別紙「広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、必要に応じて契約書にその内容を記載（添付）し、その履行を確保するものとする。

　(5)　最優秀提案者（受託候補者）と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者（受託候補者）として特定し、見積合わせの上、随意契約する。

　(6)　最優秀提案者（受託候補者）が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者（受託候補者）として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

１２　その他

　(1)　企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

　(2)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

　(3)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

　(4)　提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

　(5)　提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

　(6)　提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、最優秀提案者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

　(7)　本事業は、すべて広島県地域医療介護総合確保事業補助金（以下、単に「補助金」という。）を財源とする。補助金は、各年度において、広島市が広島県に翌年度にかかる事業提案を行い、広島県が翌年度に当該年度の補助金額を内示する。令和２年度以降の契約金額については、各年度の補助金額を上限として決定するものとし、補助金の減額があった場合は変更契約を締結する。

１３　問合せ先

　　前記２(5)に同じ。

１４　スケジュール

　　令和元年　７月　１日（月）　　応募受付開始

　　　　　　　７月１２日（金）　参加資格確認申請書等及び質問書提出締切

　　　　　　　７月３１日（水）　企画提案書提出締切

　　　　　　　８月下旬頃　　　　受託候補者の特定

　　　　　　　　　　　　　　　　※遅くとも９月末には研修受付開始